

地方独立行政法人府中市病院機構役員退職手当規程（案）

平成24年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構（以下「法人」という。）の役員（地方独立行政法人府中市病院機構の職員と兼務している者及び非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定める。

（退職手当の支給）

第2条 退職手当は、前条に規定する役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号に該当して解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 前項の規定による退職手当の支給は、当該役員の任期ごとに行う。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、その者が退職又は解任されたときの基本報酬月額に役員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 100分の30

(2) 副理事長 100分の30

(3) 理事 100分の10

2 前項の退職手当の額は、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

（在職期間の計算）

第4条 役員としての退職手当の算定の基礎となる在職期間には、職員との兼務した期間は含まない。

2 役員としての退職手当の算定の基礎となる在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

（退職手当の支払）

第5条 退職手当は、第2条第1項に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、地方独立行政法人府中市病院機構職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）の例による。

（退職手当の支給制限、返納等）

第7条 役員の退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、職員退職手当規程の例による。

（端数の処理）

第8条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（退職手当の特例）

2 理事長は、第3条により算出される退職手当の額とすることが適当でないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同条により算出される退職手当の額の範囲内で、別に退職手当の額を定めることができる。